

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5回 豊島区保健福祉審議会
事務局(担当課)		保健福祉部 福祉総務課
開催日時		平成28年 9月 1日(月) 18時30分～20時30分
開催場所		豊島区役所本庁舎1階 としまセンタースクエア
議 題		<p>1. 施策の検討① 生活困窮者に対する日常生活支援、就労支援強化、社会参加促進について</p> <p>2. 区民意識・意向調査について</p> <p>3. その他</p>
公開の 可否	会 議	公 開
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	磯崎たか子、上野容子、遠藤信一郎、金子智雄、神山裕美、河原弘明、齊藤紀子、佐伯晴子、島村高彦、城山佳胤、高橋清輝、田中英治、田中英樹、常松洋介、寺内庸泰、仁平 宏、原田美江子、溝口 元、宮崎牧子、山縣然太郎、山口菊子、横田 勇、吉末昌弘、渡辺くみ子(敬称略)
	幹 事	福祉総務課長(事務局)、高齢者福祉課長、障害福祉課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、介護保険課長、生活衛生課長、健康推進課長、長崎健康相談所長、企画課長、子ども課長、子育て支援課長、住宅課長
	そ の 他	社会福祉協議会総務課長、社会福祉協議会地域福祉推進課長 社会福祉協議会地域相談支援課長
	事 務 局	福祉総務担当係長(総務)、福祉総務担当係長(計画) 福祉総務課主事(計画)

審 議 経 過

No.1

<開 会>

事務局： 定刻となりましたので、第5回の豊島区保健福祉審議会を始めます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長： それでは、最初に傍聴者の確認をさせていただきたいと思います。

事務局： 本日の傍聴ですが、2名の申し込みがございます。

会 長： 会議は原則公開ということですので、傍聴者2名入室よろしいでしょうか。

(一同了承)

会 長： それでは、欠席の確認について事務局に連絡が入っていればお願いします。

事務局： 本日、中島委員、高橋計之委員、寺田委員、石塚委員より欠席のご連絡をいただいています。また、常松委員については、若干遅参されるということがございます。

会 長： それでは、資料の確認について、事務局からお願いいたします。

事務局： (配布資料の確認)

会 長： 新年度の最初の審議会ということで、委員に交代があったようなので、ご紹介等事務局でお願いいたします。

事務局： 本日、机上配付いたしました差し替え版の資料1の名簿をお取り出し願います。

なお、本来であれば新しい方お一方ずつ委嘱状をお渡しさせていただきべきところですが、時間の都合上もありまして机上配付とさせていただいておりますので、ご了承願います。それでは、順番にお名前をお呼びいたしますので、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

(交代委員あいさつ)

委員につきましては以上でございます。続いて、幹事にも異動がございましたので、ご紹介いたします。資料1の裏面をお願いいたします。

(交代幹事あいさつ)

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<議 事>

(1) 施策の検討① 生活困窮者に対する日常生活支援、就労支援、社会参加促進について

会 長： それでは議事に入っていきたいと思います。

まず、議題1、施策の検討、生活困窮者に対する日常生活支援、就労支援、社会参加促進について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： (資料2、資料3-1、3-2の説明)

会 長： これにつきまして、ご意見、ご質問があればお願いをしたいと思います。

委 員： 支援員の方が何人ぐらいでおやりになっているのかなということと、あと支援でご苦労されているような点がありましたら教えていただければと思います。

事務局： まず生活困窮者自立支援については、本庁舎の4階にくらし・しごと相談支援センターというものを設けまして、そちらで集中的に対応しています。委託で幾つかの業者が入ってまして、11人で対応しています。ただ、そこで完結するわけではありませんで、さまざま

な関係先と連携しながら検討会議等で情報共有して一緒に対応してございます。

それからいろいろ工夫、あるいは苦勞している点ですが、困窮されている方は本当にさまざまな課題を抱えています。例えば知的、精神的な問題を抱えていたり、社会になじめないなど、単純に仕事先を見つければそれで済むわけではありません。仕事、就労の支援をしつつ、同時に生活上、家計の指導、あるいは福祉サービス等へのつなぎを行うなど、複合的に対応しなければいけないところが大変であると思っています。

生活保護につきましては、生活福祉課長からご答弁します。

生活福祉課長： 支援員の数ですが、生活福祉課と西部生活福祉課で非常勤職員が大体15名程です。苦勞しているところは、事例にもありましたが、いわゆる子ども・若者支援で、こちらは家庭の事情、お子さんだけでなく、親御さん、母子家庭もありますけれども、いろいろな問題を抱えておられて、負の連鎖を断ち切るためにかなり苦勞している状況でございます。

また、居宅安定化ということで精神障害のある方のところに専門員が行きますけれど、例えば精神病院から退院した時に、訪問に行くなどしていても、また入院に戻られるということがありまして、非常に専門家が指導しても苦勞している状況でございます。

逆に、かなり効果を上げているのが資産調査員というものでして、今までですとケースワーカーがやっていたのですが、専門家ではないということ、またケース数もかなり多く、専門的にかかわれないことが多い状況でしたので、かなり経済的効果を含めて効果を上げているところです。

委員： 生活保護のほうで、資産活用管理支援事業というのが平成25年度から始まったようだけれど、どういう目的でどんな事業なのでしょう。

生活福祉課長： 資産活用管理支援事業につきましては、動産、不動産、主に不動産ですけれども、資産を持つ被保護者に対しましてその資産の活用及び管理を支援するものです。

委員： 活用と記載がありますが、資産処分が中心なのかなと思っているのですけれども、いわゆる被保護者の所有している資産等について、最終的に活用できる部分があれば活用、処分の支援をすると、そのように受けとめてよろしいですか。

生活福祉課長： そうですね。リバースモーゲージの相談支援のほうに位置づけて、社協さんにお世話になる状況も多いです。あと成年後見に位置づけるということもこの13件の中には入っており、すべてリバースモーゲージでございます。

委員： リバースモーゲージのところ、成年後見制度につなげたと、このような表現になっていますが、そういう事例があるのはわかっていますが、この表現ですと被保護者の所有する活用可能な不動産を活用するために成年後見制度につなげるみたいなイメージになりますよね。成年後見制度の本来の趣旨というのは、そういうことではないと思っています。保健福祉部で成年後見制度を担当している課もあるわけで、これどういうふうにとめているのかわかりませんが、私どもも法人後見や、後見監督人もやっていますけれども、こういう表現されると成年後見制度のイメージが少し違うように受け取られるのではないかと思います。ですから今後、資料作成の際は、よく検討していただければと思います。

生活福祉課長： ありがとうございます。リバースモーゲージと成年後見については気をつけて表現するようにいたします。

委員： リバースモゲージについてはそもそも、そういう趣旨ですからいいと思うのです。だけど成年後見制度は違います。最終的にはそういうことになるかもわからないけれども、少しニュアンスは違うと思います。

事務局： 担当レベルで実際に成年後見につなげているということでこのような表現になったのかなと思いますけれども、この事業そのものは委員ご指摘のとおりだと思います。リバースモゲージ等の活用でというところでございまして、成年後見というのはちょっとずれているのかなとも思います。表現については気をつけたいと思います。ありがとうございます。

会長： 今の整理をしておきます。成年後見制度につなげるという表現がやっぱり誤解を生むということですね。本人の権利擁護の視点が弱くなってしまうということで、その点で言えばこの表現はそここのところだけ削除をしていただくということでもよろしいでしょうか。

事務局： この中から削除をさせていただきたいと思います。

会長： それでは、次の質問に移ります。

委員： 生活保護の実施状況について質問させていただきます。平成25年から27年の3年間で保護基準額が大幅に引き下げられました。統計上で実態がこうなっていることは、これはこれで事実ですけれども、25年、26年、27年度、現在もそうですが、生活保護の基準額そのものの全面的な見直しがされ、大幅に基準額の引き下げが行われている状況について、きちんと触れていただきたいと思います。それからそういう実態とあわせて、この数字をどう見るかというご説明もいただきたいと思っています。実際には25年、26年度、27年度、それまでよりも被保護世帯、それから被保護人員というのは増えています。基準額そのものが下がってもやはり増えているというのは、どういうふうに分析をしたらいいのか。

それから比率自体は下がっている。これは多分豊島区民の人数が増えているからだろうと思いますので、そういう点では数字をご報告いただく上で、どのように見たらいいのかというご報告をあわせていただきたいというふうに思っています。

西部生活福祉課長： ご指摘いただきました生活保護の基準の改定につきましては、国の社会保障審議会の部会等における検証結果等を踏まえまして、より一層実情に合わせて、例えば年齢、世帯、あるいは地域差といったような部分に着目をして調整をしたものでございます。あわせまして物価の動向等も勘案して、3年がかりで改定をしてきたという経過がございます。

例えば当区における人口の動向ですとか、あるいはその他の関連性につきまして、さらに深い検証をというご意見につきましては、これからより検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員： 制度自体がそういう状況になったことが問題だと思っていますけれども、それ自体をここで論じるつもりはありません。

ただ、そういう状況の中で被保護人員は基本的には増えていると。基準額は下がっているけれども、生活保護を受給される方は増えている。特にこの間、ご高齢の方々が豊島区の場合には大変多いということも聞いていますので、数字の中だけでは見えない部分というのも含めてこういう実施状況のご報告に関してはきちんとお話をさせていただきたいと思います。

ただ、実数自体が増えている状況に対してどのような認識を持っていらっしゃるのか、どのように分析をされているのかという、その点だけでもお答えいただけないでしょうか。

事務局： 確かに平成25年度から生活扶助基準の引き下げということで、これまで国の試算ですと約670億円全国で引き下げられたということですが、それにもかかわらず、豊島区はこの2、3年、扶助基準を引き下げたにもかかわらず保護費は153億という基準を保っている、そういう事実があります。これは、景気が回復基調にあるということで就職されて保護から脱却された方がいらっしゃるなどが要因として挙げられるかなと思います。

そうした中で保護世帯、保護人員が上昇傾向にありますのは、高齢者世帯の比率が、数年前は50%未満だったのが現在は55%に増えているということがあります。これは低年金や無年金の高齢者の方が生活保護を受給されたことが原因かと思えます。そういう実態があるという、そういう傾向が続いているということもございまして、このように被保護世帯とか人員とかが、若干ですが、高止まりで増える傾向にありますし、保護費も生活基準が引き下げられたにもかかわらず、この153億というような状況をずっとたどってきます。そういうふうに考えているところでございます。

委員： 客観的な状況からいうと、特にご高齢の方々の置かれている状況というのは厳しいということ、今の分析の中身から言っても改めて思いました。

それとあわせて全体像、実数自体も減らない。それから保護費の推移自体も減ってないというような状況からすると、豊島区でもなかなか社会保障関連に関しては住みにくい状況があるのかなということ、もちろんこれは豊島区だけではありませんけれども、改めて今、認識をいたしました。ありがとうございます。

会長： よろしいでしょうか。ほかにご質問等いかがでしょうか。どうぞ。

委員： 生活困窮者の相談支援のところでご質問があります。相談者の居住地域について、区外が129という人数ですが、この区外というのはどのようなことなのかということ。あと、なしというのが103ということですが、このなしというのはホームレスの状態であるのか、そのあたりお伺いしたいです。

事務局： まず、居住地域について、区外が多くなってございますが、区外というのは、不明と同じでして、路上生活者のことを指します。もともと他区に居住と言いますか、他区からも流れてきているケース、そういったケースも私ども支援していますので、ここに入っています。

会長： そのほかいかがでしょうか。

委員： この生活困窮者自立支援事業の被保護者の支援事業の事例を紹介していただいています、とても質的な評価というところではわかりやすい、おもしろい事例だと思うのですが、支援対応回数が生活困窮と被保護者の支援事業とで随分差がある事例があるのですが、この支援回数の違いというのはなぜ出てきているのか、教えてください。

事務局： 事例の取り方というのもありますが、一つ決定的に違うことは、生活保護の方たちは既に生活保護状態になっていまして、全員に担当のケースワーカーがおります。日常的に対応している以外のプラスアルファでの自立のための支援の回数がここに入ってきています。

それに対して、生活困窮者の自立支援については、これまで行政等とのかかわりがない方達で生活に困って初めて来られた方になります。その内容が単に就労、自立を目指すだけでなく、知的な問題や、家族関係や本当さまざまな問題がある状態で支援していますので、通常生活保護ケースワーカーが長い期間かけて対応するようなことも含めて、とにかく生活保

護に陥らないように支援をするということで細かく対応しているのが現状です。

委員： やはり生活困窮のほうは、こういう制度を作ったときの目的として上げられているように、経済問題を通して制度のはざまの問題に対応しているようなことが、支援回数の違いに出てきているかと思います。この生活困窮の方々にとっては、経済的な自立だけがゴールではないというところが見えてくるなと思いました。

職員の方々の配置が、生活困窮は11名、被保護世帯の自立支援は15名、とお聞きしましたが、こういう質的な支援なりに差がある中で、この人数が適切なのかについては今後ご検討いただきたく思います。

会長： 生活困窮者の支援事業のほうは人員的にはこれで対応できているという感じなのでしょうか。それともかなり厳しいですか。その辺のところをちょっと先に伺いたと思います。

事務局： 本当に制度自体始まったばかりで、まだまだ今後の展開がつかみ切れてないところです。どういう体制をとればいいのかというのを試行錯誤しながら行っています。現実な対応として相談の窓口がすべてではなく、相談に来られた方をそこで完結できず、さまざまな関係機関と連携しながら進めていますので、そういう意味で現状、回していつているかなと思っています。今後、まだまだ潜在的なニーズも多くあろうかと思っています。また、どういう範囲までやっていくべきなのかについても今後の課題と思っていますので、この分野は今後さらに充実させていくべきところだと考えています。

委員： 相談の情報取得についてですが、例えば夜間、あるいはインターネットでの相談とか、利便性があるところなのでしょうか。

事務局： 夜間等の対応につきましては、夜間は職員がおりませんので、直接対応することはできませんが、メール等は受け付けることができます。

また、緊急等で区にご連絡がある場合、宿直等で対応し、翌日に対応する、そのようなケースも中にはあります。

委員： 会長から体制についての話がありましたが、いわゆる対応延べ件数については去年1年間8,263件。相当数が多くて、実際に社協は受託している職員5人で対応しておりますけれども、受託している責任者の立場では職員の健康管理が非常に心配です。今回の1年間の数字を見れば、やはり本当に充実していただきたいなと思います。ただ、非常に厳しい状況の中で職員、頑張ってくれていますので、健康上だけ心配をしておりますので、よろしく願いします。

事務局： 確かにこの事業は窓口に関しましては社会福祉協議会に委託という形をお願いしておりますが、相談件数が当初の想定を上回っています。今後、潜在的なニーズ等まだまだあると思っていますので、今後どのような形が良いのか、単純に相談員が多ければいいのかなど、考えなければいけないと思っています。

会長： それでは、他にご意見いかがでしょうか。どうぞ。

委員： 本来であれば生活保護の対象になるであろう方が、結果的には生活保護の対象にならずに、こちらをご紹介されたというお話があります。働きたいが、働くための糧、例えば車等を用意しておく、それ自体が生活保護の適用にならないとか、いろんな制度を活用できない状況があると客観的に感じています。

体制上の問題ですが、以前から一貫して指摘をさせていただいていますが、生活保護ケースワーカーの担当数は大体100を超えている状況ですが、国基準で言うと80ケースが一つの基準になっておりまして、検討することが大事ではないかと。そういうことに声を上げられるのは、この審議会なのかなと思ひまして、改めて発言をさせていただきたいと思ひます。ケースワーカーの人数を増やし担当件数を減らしていくことで最終的にはきめ細かいフォロー、ケースワークができるわけで、そのような中で自立につなげるきっかけなんかも得られるのではないかなと思ひますし、いわゆる一般的な支援員さんとの絡み、それから福祉部署の担当の職員さんとの関係も含めて、そういう体制をとっていただきたいなというふうに強く思っています。

会 長： 豊島区は、任意事業も全部実施していますね。23区で全部の事業を行っているのはどのくらいですか。

事務局： 23区では、現在ちょうど半分、12区になっています。全国では70自治体で、7.8%となっています。

会 長： 今伺ったように、全国自治体では任意事業は実施率が極めて低いですね。そのような中で豊島区は任意事業を含めて全部やろうということスタートを切っており、全国でもトップレベルの相談事業を抱えながらやっています。生活困窮者、特に就労困難者の支援、高齢者だけではなく、若者、ニート、ひきこもり、さまざまな不安定就労の部分がありますので、どのようにして生活困窮から脱却させていくかということが大きな柱になってくるかと思ひます。引き続き、しっかりと体制の充実に努めながら、積み上げていっていただきたいと思ひます。

(2) 区民意識・意向調査について

会 長： 二つ目の議題が区民意識・意向調査ということで、事務局から資料に基づいて説明をお願いいたします。

事務局： (資料4-1、4-2、4-3の説明)

会 長： 今日この審議会最終的に項目等について審議、それからデザインの確定ということでよろしいでしょうか。

事務局： 今後のスケジュールは、10月の中旬ぐらいに発送したいと考えています。本日も意見を出していただき、おおむね決定したいと思ひますが、さらにその上で若干問題等ありましたら、ぎりぎりまで対応させていただきたいと思ひています。

会 長： この項目は必要なのではないか、あるいは不要である、などご意見ありましたらお願いしたいと思ひます。

委 員： この意向調査の目的というか、地域包括ケアシステムということの主たる目的としていて、質問項目を見ていくと、地域包括ケアシステムを構築していくための現在の意向調査というふうに認識しましたが、それでよろしいですか。

事務局： 地域保健福祉計画を改定するに当たっての調査ですので、もちろん地域包括ケアシステムというのは主たる部分と思ひておりますが、それも含め、実際の皆さんの実態をまず把握したいと考えています。しかし、実態を可能な限りで把握したいと言いながら、どうしても問題数に限りがありますので、十分把握するのが難しいところもございます。

委員： もう1点、今回の調査対象は20歳以上の区民ということで、年齢の上限は区切っていませんが、かなり幅が広がっています。実態を把握するにしても抽出した3,000人、回答が前回878名ということで、今回もそう変わらないだろうと思うのですが、例えば年齢階層別にある程度多様なケースを見ることができるようなことができるのかどうか。実態がわかるような抽出の仕方とか、わかるようなアンケートの仕方をしなくてはいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： 本当にその通りだと思います。まず回収数が前回878ということでしたが、前回の実施した時期がお正月明けであったということもあり、大変低かったということがあります。今回は時期をずらすことにより、回収率の向上をしていきたいと考えています。

その上で、確かに全体の数字が出ただけではなかなか具体的な実態がわからないとは思っています。そこは年齢別ですとか、あるいは地域別に細かくクロス集計かける等で具体的に世代ごとの実態等をしっかりつかめるようにしていきたいと考えています。

委員： アンケートというのは、いろんなことをやっても大体この程度の回収率しか来ないというのは経験則であると思います。その中で回答してくださらない、あるいは回答できない方なども大勢いらっしゃるわけだし、ここでつかみ切れない状況をどこでどうやって把握するかというのは自治体として非常に重要だと思います。それぞれの所管課などからもきちんと声を上げていくということが必要かなと思いますが、区民の皆さんの状況が把握できるようなことはぜひこの意向調査の中身だけでなく、やっていただきたいとお願ひしたいと思います。

事務局： 全くご指摘のとおりだと思っています。アンケートがすべてというふうには考えてございません。日ごろ寄せられるご意見についても反映させていただきますし、また様々な場で積極的に、例えば高齢者ですと地域ケア会議なりで、区民の方の意見を聞いてございます。そういった意見も可能な限りは反映させていきたいと考えています。

委員： 細かいことで申しわけないのですが、何か運動していますかという設問のところ、運動とか体操とか言葉がきちんと整理されていません。それから27番目、男性と女性というところの性別が区切っている。今いろんなことが定義されている中で、これでいいのかなと思いました。あと29番の家族構成のところ、今ですと事実婚等いろんな方たちがいるので、答えられない人たちがいる中でこの文言で大丈夫なのかなと。言葉の使い方も含めてもう一度ご検討いただけたらと思います。

事務局： まず、表現につきまして、資料に記載されている表現は略して書いていまして、実際はもっと表現をわかりやすくしたものを送付する予定です。

また、性別、家族構成等のご指摘につきましては大変重要な問題かなと思ってございます。そちらにつきましてはもちろん配慮していく考えですので、検討させていただきたいと思ひます。

委員： 2点ご意見させてください。地域保健福祉計画ということですが、保健の比重が小さいように思います。例えば受療行動を尋ねるような設問だとか、あるいは予防に関してどういう意識を持っているのか等、そのあたりをもう少し膨らませていただく必要があるのかなと思います。あるいはセルフメディケーションということを進めるのであれば、かかりつけ薬局だとか、そういった薬はどのようにしていますか、というようなことがあり、そこから何か

自分で健康維持するための工夫をしていますかという流れであれば、わかりやすいのかなという気がします。

もう一つ。こちら郵送ということですが、定住をしていない、住所がないという方など、いろんな問題を持ってらっしゃる方にも答えていただきたいと思います。例えば1週間ぐらい南池袋公園に行って、端末を持って行って一緒に入力をするとか。毎年やるわけでもないと思いますので、たくさんの人の声を集めるほうがいい計画づくりにはなっていくのではないかと思います。

事務局： まず設問について、この計画の体系ですが地域保健福祉計画の下には幾つかの計画がぶら下がっています。例えば介護保険事業計画や、障害者・障害福祉計画、健康プランというものがあります。それぞれの計画で別途アンケート調査を実施しており、また、それぞれの計画には検討の会議があります。そのような別の計画との整合性も考えなければいけませんので、必要に応じて情報もお出しさせていただきながら全体として形にしていければと考えています。

また調査について、住所がない方等の対応につきまして、もちろんきめ細かくできればと思っているところですが、なかなか難しいかなと思っています。方法については、検討はさせていただきますけれども、このアンケート調査がすべてとは考えておりません。この間さまざま、窓口等で把握していることもあります。アンケート以外の方法も含めて多様な意見を吸い上げて反映させるようにしていきたいと考えています。

委員： 質問と意見ですが、通常、調査とアンケートは属性が最初に出てきますが、今年は逆にになっているのは何か特別の事情があるのかなというのが一つ。

それからクロス集計にしていっていった場合に、どんな職業についているかによって、大分違ってくるのですが、就労のところで収入を得る仕事をしているかというのは聞いていますが、どんな仕事しているのかというのはなく、それで何か実態をつかめるのかと、大丈夫なのかと強く感じます。

それから言葉的にいうとバリアフリーだとユニバーサルデザイン、初めから福祉のまちづくりということであればユニバーサルデザインを念頭に置くのが多分一般的だと思うので、バリアフリーにこだわらず、ユニバーサルデザインって言葉を使ったほうがいいのではないのでしょうか。

事務局： まず属性が最後の方になったことについてですが、まずはなるべく簡単に答えやすいものから回答いただき、ご自分の属性というのは内容として答えにくいものですので、最初から嫌がられないようにという発想から順番を変えています。

それから職業をということですが、職業があればなお良いと思いますが、入れたい項目は多くありまして、その中で何を採用するかは難しいところなのですが、福祉の計画ということもあり、クロス集計の際に聞きたいのがやはり福祉を必要としている方、あるいはご自分でないにしてもご家族の対応等でいろいろ困っていらっしゃる方、そのような方の意見を吸い上げたいと思っています。どこまで入れたらよいのかについては、検討はさせていただきます。

それからユニバーサルデザインについて。まさしくそのとおりにかなと思います。単純に表

現を変えればいいのかにつきましては検討させていただきますけれども、配慮させていただきます。

会 長：そこは検討すべきかもしれませんね。

あと質問、意見がある方。いかがでしょうか。

委 員：前回、介護保険に関しては独自のアンケート調査を行い、そのデータが地域保健福祉計画の中に示されて、一定いろんな地域支援事業の中身などの部分もあったと思うのですが、前回はちょうど同じ時期に実施していたと思うのです。今期というか、今回の調査との絡みではどうでしょうか。

会 長：介護保険の計画だけでなく、障害福祉計画や健康プランのところもあわせてお願いします。

事務局：時期につきましては、他の計画と時期はずらす予定です。

委 員：そうすると政策的にアンケート結果を具体化していくというのは、それぞれの計画との関係で十分反映をさせると。それも含めて、今回の地域保健福祉計画そのもののところでは、連動させた部分もあると思うのですが、これはこれでやって活用していくという認識でよろしいわけですね。

事務局：そのとおりです。今回のアンケートの他、それぞれの計画のために別途内容はそれぞれの計画に合わせた、より深い内容を聞いています。また昨年度基本計画策定に当たりましても区民の意識調査をやっています。そのような内容も含め計画に反映したいと考えています。

委 員：設問の中にコミュニティソーシャルワーカーとありますが、その後「(CSW)」と入れていただきたいなと思います。そうすると数字がちょっと変わってくるかもわかりません。

事務局：表現はこのままだと不親切なところがありますので、より回答しやすいよう、わかりやすく表現したいと思います。

会 長：9月の中旬位から作成したいということですので、どうしてもここは確認したいとか、要望したいというところがありましたら、事務局のほうになるべく早期に伝えていただくようお願いいたします。

事務局：作業の都合がありますので、9月15日ぐらいまでにご意見を出していただければ検討させていただきますというふうに思います。

会 長：よろしいでしょうか。調査結果については、恐らく次回に中間報告がされると思うのですが、分析も含めてでしょうか。そのところだけちょっと確認をしたいですが。

事務局：アンケート調査は業者に委託して実施しますが、分析も含めて委託します。もちろん私もとして、出したい分析もございますので、そういったことを協議して進めたいと思います。

会 長：ということでございますので、よろしいでしょうか。

前回の回答率が29%ぐらいだったと思うので、できればもう10ポイントぐらいは上げてほしいなという気持ちがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(3) その他

会 長：それでは、議題の3その他ということで、事務局からお願いします。

事務局：本日、机上配付させていただきました資料で資料番号のないもの、東京都地域医療構想と豊島区の健康・福祉行政というものがございます。

こちらにつきまして健康担当部長よりご説明をさせていただきます。

委員：（資料：東京都地域医療構想と豊島区の健康・福祉行政についての説明）

会長： ただいまのご説明について何かご質問等ございましたらいかがでしょうか。

それでは、本日予定されている議事はこれですべてですけれども、事務局のほうからありましたら。

事務局： 今回さまざま有意義なご議論をいただき、まことにありがとうございました。

次回の審議会につきましては12月頃を予定しております。詳細が決まり次第、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

会長： 皆さんのほうから何か追加で報告等ありましたら、よろしいでしょうか。

それでは、これで終了させていただきたいと思います。どうもご苦労さまでございました。

提出された資料等	<p>【事前配付資料】</p> <p>資料 1 豊島区保健福祉審議会委員名簿</p> <p>資料 2 保健福祉審議会スケジュール (案)</p> <p>資料 3 - 1 生活保護受給者に対する自立支援の取り組み</p> <p>資料 3 - 2 生活困窮者自立支援制度における取り組み</p> <p>資料 4 - 1 地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査の実施概要</p> <p>資料 4 - 2 地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査の設問案</p> <p>資料 4 - 3 地域保健福祉計画改定のための区民意識・意向調査の設問案 (内容詳細)</p> <p>【当日配布資料】</p> <p>資料 1 (差し替え) 豊島区保健福祉審議会委員名簿</p>
----------	---